

事務連絡
昭和62年9月16日

地方局等
建築設計主務課長 } 殿
設備設計主務課長 }
工務検査主務課長 }

建設大臣官房官庁當繕部

建築課課長補佐 佐々木 良夫
設備課課長補佐 北見 進
監督課課長補佐 友森 剛二



石綿及び石綿を含む材料・機材の取扱いに関する当面の
方針について (通知)

石綿は、数々の優れた特性を有するため、広範囲に利用されてきたが、一方においてその有害性が公的に評価されたのを踏まえて、昭和48年7月2日付け建設省営建発第27号により通知された「庁舎仕上げ標準(暫定修正案)昭和48年3月」により、石綿吹付け仕上げが取り止められたところである。

その後の諸事情を考慮し、石綿及び石綿を含む材料・機材(以下「石綿等」という。)の安全利用又は石綿の飛散の防止を図るために、石綿等の取扱いに関する当面の方針を下記のとおり定めたので、今後、既存建築物の使用並びに既存建築物の解体、修繕・改修及び模様替(以下「解体等」という。)並びに建築物の新築及び増築(以下「新築等」という。)に当たっては、これによることとする。

なお、當繕計画課においては、既存建築物での石綿等の使用状況等の調査を予定している。

記

1 既存建築物の使用における方針

- (1) 通常の使用状態において、空気中に石綿が飛散する恐れのある石綿等(例えば建築材料では石綿吹付け材)については、飛散防止又は撤去のための方策を検討の上、適切に処置することとする。

- (2) 通常の使用状態において、空気中に石綿が飛散する恐れのない石綿等（例えば、建築材料では石綿スレート、ビニル床タイル、石綿セメントけい酸カルシウム板等、設備機材では、主としてダクト接続用パッキン、ダクト接続用たわみ継手、配管接続用ガスケット）については、現段階において特別な処置を行わない。

2 建築物の新築等における方針

- (1) 通常の使用状態において、空気中に石綿が飛散する恐れのある石綿等については、使用しない。
- (2) 通常の使用状態において、空気中に石綿が飛散する恐れのない石綿等については安全利用を図る他、工事現場での石綿等の切断、穿孔等の加工時並びに将来の解体等時における石綿の飛散防止を考慮して、同等以上の代替品がないなどやむを得ない場合を除き、出来る限り使用しない。

3 既存建築物の解体等における方針

工事における関係者の石綿粉じんへのばく露防止等を図るため、解体等の建築物においては、石綿等の使用状況の把握に努める。また、工事発注に当たっては、関係法令及び昭和61年9月6日付け労働省通達「建築物の解体又は改修の工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止等について」に基づき、適切に処置するよう現場説明等において指導することとする。

特に、石綿吹付け材を使用している建築物の解体工事にあっては、建築物の解体着手前に石綿吹付け材を撤去すること等について設計図書に明記することとする。